

保険料払込猶予の受付期間の延長について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、および関係者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、令和3年7月に発令された緊急事態宣言に伴い実施しております保険料払込の特別取扱いについて、受付期間を以下のとおり延長いたします。

なお、今後の情勢の変化に伴い、再度以下の取扱いを変更する場合がございます。その際はあらためて当社 WEB サイト上にてお知らせいたします。

■ 保険料払込の特別取扱いについて

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により保険料の払込が困難な場合、お申し出いただいた月かその翌月から最長6か月間保険料の請求を停止し、保険料の払込を猶予いたします。

<変更点>

お申し出受付終了日：2021年8月31日 → 2021年9月12日まで延長

- ※ 保険料の払込猶予期間につきましては、最長で2022年2月末までとさせていただきます。
- ・ 特別取扱いを適用した場合でも、未払込の保険料については猶予期間の末日までに払込が必要となりますのでご注意ください。
- ・ ご希望のご契約者様は、下記「ご契約者様サポートセンター」までご連絡ください。

以上

【お問い合わせ先】

ご契約者様サポートセンター 通話料無料 **0800-111-8164**

受付時間：午前9時～午後5時

(日・祝・休業日を除く)